

三笠市笑顔で心をつなぐ手話言語条例

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。

手話は、音声言語である日本語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。また、手話は、ろう者が物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として大切に育まれてきた。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたが、手話に対する理解の広がりを未だに感じる状況に至っていない。

ここに、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話を使って笑顔で安心して暮らすことができる市を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、市民の手話への理解の促進を図ることにより、地域における手話を使用しやすい環境の構築に関し、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって手話を使用する市民が、自立した日常生活を営み、社会参加をし、笑顔で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(手話により意思を伝え合う権利の尊重)

第2条 市民は、手話による意思疎通を図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、市民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を講じるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、手話の理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進計画)

第5条 市は、第3条に規定する施策を計画的に推進するための計画（以下「手話基本計画」という。）を策定するものとする。

2 手話基本計画は、市が別に定める障害者に関する計画との整合性が保たれたものでなければならない。

3 手話基本計画は、次の事項について定めるものとする。

(1) 手話に対する理解及び手話の普及を図るための事項

(2) 手話による情報を得る機会の拡大のための事項

(3) 手話による意思疎通支援の拡充に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

4 市は、手話基本計画を策定するとともに、実施状況の点検、見直しのため、手話を使用する市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 市は、手話基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

6 前項の規定は、手話基本計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第6条 市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。